



事 務 連 絡
平成 21 年 11 月 17 日

各都道府県薬務主管課（室） 御中

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課

無水酢酸の疑わしい取引の届出に係る留意点について

麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）に基づく特定麻薬向精神薬原料につきましては、「特定麻薬向精神薬原料に係る管理の強化について」（平成 21 年 6 月 23 日付け薬食監麻発第 0623001 号、第 0623002 号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知により、その管理の強化についてお願いしたところです。

今般、更なる管理の強化のため、特定麻薬向精神薬原料の中でも、特に、無水酢酸の疑わしい取引の届出に関して、麻薬等原料輸入業者、麻薬等原料輸出業者、特定麻薬等原料製造業者、特定麻薬等原料卸小売業者（以下「事業者」という。）が留意すべき事項を別紙のとおりまとめました。各都道府県及び各地方厚生（支）局麻薬取締部（支所）におかれては、業務の届出を受けている事業者に対し、本留意すべき事項を伝え、管理の徹底と積極的に疑わしい取引の届出を行うよう周知徹底をお願いします。また、疑わしい取引の届出を受理した際には、速やかに顧客の登記、業務の実態等を確認のうえ、無水酢酸の不正取引の防止に努めていただきますようお願いいたします。

なお、標記につきましては、（社）日本化学工業協会、（社）日本化学工業品輸入協会及び日本化学工業品輸出組合に対し、同様の事務連絡を行い、関係事業者への周知方を依頼していることを申し添えます。

無水酢酸の疑わしい取引の届出に係る留意点

麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第50条の33第2項に規定する「疑わしい取引」に関し、無水酢酸の取引において、次のような顧客又は具体的な状況が発生した場合には、積極的に疑わしい取引の届出を行うこと。

（なお、これらの場合以外においても、疑わしいと考えられる取引については、積極的に届出をされたい。）

第1 取引相手に着目した事例

- ① 事業経歴に関する情報が全くない又はほとんどない顧客
- ② 名刺の提示等により会社、個人名を申し出るものの、住所、連絡先、業務内容等が曖昧で信頼性に乏しい顧客
- ③ 複数の会社、個人を介した取引であることを申し出るものの、本来の業務内容を十分把握しておらず、依頼人に関する情報や購入目的が曖昧な顧客
- ④ 不自然な貿易関係の会社を名乗り、取引を申し出る外国人又は日本人顧客
- ⑤ 海外へ輸出することを強調し、単なる仲介者であることを申し出る外国人又は日本人顧客
- ⑥ 通常の見積りに必要な書面の提出を拒む顧客
- ⑦ 質問に対する返答が曖昧で、麻薬等原料の取り扱いや事業の基本的知識に欠ける顧客
- ⑧ 不審な点が多いことを理由に事業者側から取引を拒否、又は、商談の途中で不自然に取引の中止を申し出た顧客

第2 取引内容に着目した事例

- ① 新規の取引で、大量の注文（トン単位）がある場合
- ② 現金取引など、一般企業としての手続きを経ないような支払い方法で取引を申し出る場合
- ③ 企業、個人の業種からみて、使用用途が逸脱していることが懸念される場合
- ④ 使用用途と比較し、注文する量が著しく多いと判断される場合

第3 搬送等に着目した事例

- ① 大量の注文であっても、ドラム缶（200L）単位ではなく、小分け（20L単位）した状態での搬送を要求する場合
- ② 搬送先が稼働していない会社の倉庫や個人宅の庭先等であり、取引会社との関連性が不明な場合
- ③ 搬送の手段や搬送先を度々変更する場合
- ④ 通常とは異なる表示や荷造りを要求する場合

参考

無水酢酸の主な使用用途

甘味料	アスパルテームなど
医療用	合成アミノ酸、メチルセルロースなど
プラスチック原料	液晶ポリマー、ポリイミド、ポリアセタールなど
繊維原料	アセテート繊維、ウレタン繊維など
その他	酢酸セルロースの製造、タバコのフィルター原料、 写真フィルムの原料、染料原料、香料原料、 モノクロル酢酸、トリアセチン合成など